平成２１年（フ）第１０７号
石川県小松市下牧町８番地　マルミハイツ402号室
債務者　瀬尾　知幸
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１７３号
福井市北四ツ居町第１号９番地36　稲垣アパート２号室
債務者　黒川　宏二
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
名古屋市名東区高間町90番地　マンションゆり303号室、旧住所福井市三十八社町第１号21番地
債務者　徳本　健朗
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
福井市福新町1401番地　福団地４号館77号
債務者　佐久間　勉
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８０号
福井県越前市矢放町第５号９番地の14
債務者　白石英覺こと　白　　英覺
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
福井市みのり２丁目３番31号　レジデンスみのり102号、旧住所福井市若杉１丁目901番地
債務者　勝山　和幸
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
長野市中御所３丁目14番W―103号中御所市営住宅
債務者　小池　竜次
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
長野市上松５丁目12番63―101号
債務者　小出　京子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
長野市稲里町中氷鉋666番地２コーポプルメリアＢ―101、前住所愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字米ノ山203番地１―202号
債務者　加納麻衣子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
兵庫県宝塚市安倉南３丁目６番11―206号
債務者　大橋　信一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９４号
兵庫県佐用郡佐用町佐用3067番地
債務者　高濱　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１００号
兵庫県美方郡新温泉町湯1330番地の１
債務者　仲西　重雄
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第７２６号
北九州市小倉南区長行東２丁目９番２―102号
債務者　辻原　敏男
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８１７号
北九州市小倉北区板櫃町10番１―504号
債務者　遠藤早加江
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８６７号
北九州市小倉北区馬借２丁目３番10―505号
債務者　吉浦　政浩
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８８３号
北九州市門司区大里東１丁目６番210―405号
債務者　矢野　明美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８８５号
北九州市八幡西区南八千代町６番12号
債務者　河野　　雅
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部